

日本弁護士連合会からの回答

2010年10月28日 11:56 <henshin@nichibenren.or.jp>

\*\*\*\*\*

原田信介 様

メール拝見いたしました。

申し訳ございません、日本弁護士連合会では個別の案件について調査を行っておりません。

佐賀県弁護士会へ直接お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

日本弁護士連合会

※こちらのメールアドレスは送信専用ですので返信できません。

○ お名前 原田信介

○ E-mail アドレス touki@siren.ocn.ne.jp

○ 件名 佐賀県弁護士会の件

○ ご意見・ご感想

日本弁護士連合会 会長様

佐賀県弁護士会の件

佐賀県弁護士会へ下記の件について回答願をお願いしましたが何ら回答がございません。日本弁護士連合会の意見を伺いたくメールした次第であります。

ご返答をお願いします。

-----  
記

平成22年9月9日

佐賀県弁護士会 会長様

佐賀市本庄町大字本庄18番地2

土地家屋調査士 原田信介

電話番号 0952-25-8036

件名：佐賀県土地家屋調査士会が有償で行う仲裁・和解 行為が弁護士法に抵触するか否か、ほかについての件

内容

1. 佐賀県土地家屋調査士会が土地家屋調査士法第3条第1項第7号の指定を受け、佐賀県土地家屋調査士会のなかに境界問題相談センターというセクションを設置し、有償にて仲裁・和解行為をおこなっている。
2. 土地家屋調査士会の設立及び目的については土地家屋調査士法第47条に規定があるとおりで、同会が会員以外の国民に対して有償にて仲裁・和解行為をする行為をすることができる法的根拠もございません。  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第28条には認証紛争解決手続きの業務を行うことに関し報酬を受けることができる規定が存在します

が、佐賀県土地家屋調査士会は未だに同法第5条に規定がある法務大臣の認証を受けておりません。

3. 佐賀弁護士会は有償にて仲裁・和解行為をしても、報酬を得る目的で行っていないと主張すれば、弁護士法第72条に抵触しないとの判断をなされているのか。？

上記の疑問点について、貴会から文書にて回答をお願いします。

2. 添付資料  
別紙のとおり
-